

主な指摘事項【児童発達支援】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書について、以下の点につき修正すること。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た通所給付決定保護者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ①通常の事業の実施地域に関する記載を実態に合わせて修正すること。 ②障害児通所支援等の提供に要する費用として障害児通所給付費等に含まれるものについては、通所給付決定保護者等から徴収することはできないため、記載しないこと。 ③通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額に関する記載を実態に合わせて修正すること。 契約書において、指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、基準上通所給付決定保護者から徴収できない費用については、記載しないこと。今後については修正を行った契約書にて契約を締結すること。すでに契約を締結した利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。	3件
運営	通所利用者負担額の 受領	障害児通所支援等の提供に要する費用として障害児通所給付費等に含まれるものについては、通所給付決定保護者等から徴収することはできないため、受領しないこと。	1件
運営	児童発達支援計画の 作成等	児童発達支援計画の作成に係るアセスメントは、児童発達支援管理責任者が行うべき業務であるが、事業所におけるアセスメントに係る記録においてはその事実を確認できないため、児童発達支援管理責任者が実施したことが分かる様式とすること。 児童発達支援計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、当該記録において面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の原案を作成し、その内容について通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画を通所給付決定保護者に交付すること。また、当該様式において計画の作成者氏名、説明者氏名、交付日等を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。 児童発達支援管理責任者が児童発達支援計画を作成した際は、指定障害児相談支援事業所に交付すること。また当該様式において指定障害児相談支援事業所への交付日を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。	4件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について修正し、当該修正等に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①通常の事業の実施地域に関する記載を実態に合わせて修正すること。 ②営業日及び営業時間について、実態に合わせて修正すること。 ③障害児通所支援等の提供に要する費用として障害児通所給付費等に含まれるものについては、通所給付決定保護者等から徴収することはできないため、記載しないこと。	2件
運営	勤務体制の確保等	従業員の勤務体制について、職種や勤務場所が不明確なものが見受けられたため、これらを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 従業員の雇用契約書等について、勤務時間が実態と異なっていたため、これを明記した雇用契約書、辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 従業員について、勤務表（出勤簿）において日々の勤務時間（実績）を明らかにすること。 法人が運営する別事業所での支援業務にも従事している従業員について、事業所ごとに勤務表が作成されておらず、一体的に勤怠管理が行われていた。ついては、すべての従業員について、事業所ごとに区分して月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間を明らかにすること。	4件
運営	業務継続計画の策定 等	事業所において策定した業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修を定期的実施するとともに、実施に係る記録を作成すること。 事業所において策定した業務継続計画に従い、従業員に対して訓練を実施した際には、実施に係る記録を作成し事業所に保管すること。	1件
運営	安全計画の策定等	障害児の安全の確保を図るため、事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、従業員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。また定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。 障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	2件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	運営基準：事故発生の防止及び発生時の対応	事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1件
報酬	個別支援計画未作成減算	一部の利用者について、サービス提供開始前に児童発達支援計画が作成されていなかった。また、当該計画の作成後モニタリングを行い、少なくとも6ヶ月に1回以上、当該計画の見直し、必要に応じて当該計画の変更も適切な頻度で実施されていなかった。 初回利用日から1ヶ月を超えても当該計画が策定されていない利用者や、少なくとも6ヶ月に1回以上当該計画の見直しが適切に行われていない利用者について、個別支援計画未作成減算を適用すること。また、他の利用者についても自主精査し、該当の利用者がいた場合も同様に減算を適用すること。	1件
報酬	児童指導員等加配加算	当該加算は、給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、従業者を1名以上配置する必要があるが、当該要件を満たさない日を確認した。ついては、すべての利用者の当該日の当該加算を返還すること。また、他の月についても自主精査のうえ、加算要件を満たさない月があれば返還すること。当該加算の返還が連続する月において発生していることから、従業者の配置方法の改善や当該加算の取下げ等の検討結果を報告すること。	2件
報酬	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	当該加算は、キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすことが算定要件となるが、キャリアパス要件Ⅱのイにおける研修機会の提供及び資格取得のための支援の計画策定について、研修計画は策定されていたものの目標が設定されていなかった。今後は書面で整備し、市に提出すること。また整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。	1件